

事 務 連 絡

平成 27 年 1 月 14 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療の保険料における賦課権の期間制限の起算日について

後期高齢者医療制度の運営については、平素よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部を改正し、後期高齢者医療の保険料の賦課権について期間制限を設け、平成 27 年度以降の保険料については、賦課権に 2 年間の期間制限が設けられました。

これを踏まえ、後期高齢者医療の保険料における賦課権の期間制限の起算日について別添のとおり Q & A に取りまとめましたので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

(問1) 法改正により、平成27年度以降の保険料については、賦課権の期間制限が適用されるが、起算日についてはどのように考えればよいのか。

(答)

賦課権の期間制限の起算日は、「当該年度における最初の保険料の納期」の翌日となる。ただし、「当該年度における最初の保険料の納期」の翌日以降に資格取得した場合には、資格取得日の翌日となる。

なお、「当該年度における最初の保険料の納期」とは、当該年度における被保険者ごとの最初の保険料の徴収方法が

- ① 特別徴収の場合には、当該年度最初の特別徴収において、高齢者の医療の確保に関する法律（平成57年法律第80号）第110条で準用する介護保険法（平成9年法律第123号）第137条に規定する徴収した日の属する月の翌月の10日
- ② 普通徴収の場合には、当該年度において、各市町村の条例で定める普通徴収の納期のうち最も早く到来する納期の納期限となる。

(例)

＜暫定保険料を実施している市町村の場合＞

○特別徴収者の場合

- ・前年度から資格を取得し4月に仮徴収される者  
→起算日は5月10日の翌日

○普通徴収者の場合

- ・前年度から資格を取得している者  
→起算日は4月末日（4月期の納期限）の翌日
- ・4月9日資格取得者→起算日は4月末日（4月期の納期限）の翌日
- ・5月8日資格取得者→起算日は5月8日の翌日

＜暫定保険料を実施していない市町村（本算定は7月）の場合＞

○特別徴収者の場合

- ・前年度から資格を取得し4月に仮徴収される者  
→起算日は5月10日の翌日

○普通徴収者の場合

- ・前年度から資格を取得している者  
→起算日は7月末日（7月期の納期限）の翌日
- ・7月6日資格取得者→起算日は7月末日（7月期の納期限）の翌日
- ・8月5日資格取得者→起算日は8月5日の翌日

(問2) 平成27年3月資格取得者については、平成26年度の保険料は翌月の平成27年4月に賦課することとなるが、法改正による賦課権の期間制限は適用されるのか。

(答)

平成27年3月資格取得者については、資格取得日の翌日から期限が適用されることから、賦課権の期間制限は適用されない。

(問3) 年度内の広域内異動者については、異動後に賦課権の期間制限の起算日は変わるのか。

(答)

異動前の市町村において徴収すべき保険料がある場合は、異動前又は異動後の市町村の最初の保険料の納期のいずれか早い方の翌日となり、異動前の市町村において徴収すべき保険料がない場合は、被保険者ごとの異動後の市町村の最初の保険料の納期の翌日となる。

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（該当部分抜粋）

（賦課決定の期間制限）

第一百六十条の二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなつた場合にあっては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。）の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

附 則

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条 新高齢者医療確保法第一百六十条の二の規定は、第三号施行日以後に同条の納期が到来する保険料について適用し、第三号施行日前に当該納期に相当する期限が到来した保険料については、なお従前の例による。

※第三号施行日…平成 27 年 4 月 1 日